

計画作成年度	令和 4 年度
計 画 主 体	相 良 村

## 相良村鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名	相良村 産業振興課
所在地	熊本県球磨郡相良村大字深水 2500-1
電話番号	0966-35-0211 (代) 0966-35-1034 (直)
F A X 番号	0966-35-0011
メールアドレス	sangyou@vill.sagara.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ（イノブタ含む。）、カラス類、アナグマ、カワウ、アライグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	熊本県球磨郡相良村

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害額	被害面積
ニホンジカ	稲	490 千円	0.50ha
	麦類	23 千円	0.20ha
	森林被害	1,300 千円	6.00ha
ニホンザル	果樹	8 千円	0.01ha
	野菜	279 千円	0.29ha
イノシシ	稲	180 千円	0.26ha
	麦類	23 千円	0.20ha
	雑穀	90 千円	0.90ha
	野菜	252 千円	0.10ha
	いも類	599 千円	0.38ha
カラス類	麦類	6 千円	0.08ha
アナグマ	飼料作物	6 千円	0.03ha
	野菜	40 千円	0.02ha
	いも類	53 千円	0.04ha
	工芸作物	8 千円	0.02ha
カワウ	アユ	被害はあるものの被害の実態が把握できていない	—
アライグマ		目撃情報等はあるものの実態は把握できていない	—
合計		3,357 千円	9.03ha

## (2) 被害の傾向

年度	鳥獣名	品目	被害面積	被害額	捕獲数
H30	ニホンジカ	稲	0.56ha	580千円	816頭
		豆類	0.02ha	5千円	
		雑穀	0.05ha	4千円	
		野菜	0.10ha	256千円	
		森林被害	6.00ha	1,300千円	
	ニホンザル	果樹	0.07ha	74千円	33頭
		野菜	0.12ha	311千円	
イノシシ	稲	1.10ha	1,136千円	109頭	
	野菜	0.08ha	150千円		
	いも類	0.10ha	145千円		
カラス類	麦類	0.42ha	38千円	6羽	
アナグマ	工芸作物	0.01ha	52千円	11頭	
合計			8.62ha	4,051千円	
R1	ニホンジカ	稲	0.58ha	601千円	1072頭
		果樹	0.05ha	23千円	
		森林被害	6.00ha	1,300千円	
	ニホンザル	野菜	0.20ha	517千円	107頭
	イノシシ	稲	1.08ha	1,391千円	192頭
		果樹	0.01ha	6千円	
		飼料作物	0.02ha	3千円	
		野菜	0.07ha	127千円	
いも		0.05ha	105千円		
カラス類	麦類	0.10ha	8千円	6羽	
アナグマ	飼料作物	0.01ha	2千円	11頭	
	野菜	0.01ha	50千円		
	いも類	0.04ha	84千円		
合計			8.22ha	4,217千円	

R2 ① ニホンジカ 森・林業関係	ニホンジカ	稲	0.45ha	476千円	856頭
		果樹	0.10ha	36千円	
		森林被害	6.00ha	1,300千円	
	ニホンザル	野菜	0.22ha	281千円	51頭
	イノシシ	稲	0.26ha	190千円	207頭
		果樹	0.01ha	6千円	
		野菜	0.07ha	214千円	
いも類		0.30ha	690千円		
カラス類	水稻	0.03ha	7千円	0羽	
	麦類	0.09ha	7千円		
アナグマ	飼料作物	0.02ha	3千円	7頭	
	野菜	0.01ha	50千円		
	いも類	0.02ha	42千円		
	工芸作物	0.03ha	10千円		
合計		7.61ha	3,312千円		

#### ① ニホンジカ

林産物では、四浦・川辺地区において、植栽木の食害やスギ・ヒノキの剥皮被害が、農産物では、村全域において水稻の食害や葉タバコの踏み倒しなどの被害が年間を通して発生している。

#### ② ニホンザル

主に四浦・川辺地区において、野菜類・果樹類の食害など、年間を通して発生している。近年は、村全域での目撃情報が寄せられており、住宅敷地への侵入など、人的被害も危惧される。

#### ③ イノシシ

村全域において、水稻・いも類・野菜類・飼料作物の食害など、春から秋にかけて発生しており、生産者の生産意欲の減退を招いている。引続き取組みの強化が必要である。

#### ④ カラス類

村全域において、麦類の食害など、年間を通して発生しており、被害の拡大が危惧される。

#### ⑤ アナグマ

村全域において、飼料作物・野菜・いも類の食害など、春から秋にかけて発

生しており、被害の拡大が懸念される。

⑥ カワウ

球磨川流域において飛来が確認されている。主にアユ等の遡上期、産卵期に捕食による被害が発生しており、被害の拡大が危惧される。

⑦ アライグマ

村内において、生息が疑われる痕跡等の情報提供及び目撃情報が寄せられており、生息の拡大が危惧される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和 3 年度）		目標値（令和 7 年度）		軽減率
	被害額	被害面積	被害額	被害面積	
ニホンジカ	1,813 千円	6.70ha	1,450 千円	5.36ha	20%
ニホンザル	287 千円	0.30ha	230 千円	0.24ha	20%
イノシシ	1,144 千円	1.84ha	916 千円	1.48ha	20%
カラス類	6 千円	0.08ha	5 千円	0.07ha	20%
アナグマ	107 千円	0.11ha	86 千円	0.09ha	20%
カワウ	—	—	—	—	
アライグマ	—	—	—	—	
計	3,357 千円	9.03ha	2,687 千円	7.24ha	20%

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。  
3 カワウ、アライグマについては、被害の実態が把握できていないため未記入。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>相良村有害鳥獣捕獲隊及び相良村猿害対策捕獲隊を編成し、年間を通した捕獲活動をおこなっている。</p> <p>また、担い手育成の取組みとして、狩猟免許取得経費の補助金を交付している。</p>	<p>年間を通した捕獲活動を実施しているが、特にイノシシ・アナグマなどは、個体数が増加傾向にあると思われ、捕獲体制の強化を図る必要がある。</p> <p>また、捕獲隊員の高齢化も進んでいるため、担い手確保も急務となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>鳥獣被害防止対策事業として、防護柵等資材の購入補助及び防護ネット無料配布などをおこなっている。</p> <p>森林の被害対策については、造林関係補助事業等を活用し、森林組合と連携したシカネット設置をおこなっている。</p>	<p>防護柵や電気柵の設置は、労力や維持管理の面等から設置が進まない状況であるため、各種補助事業等を活用し、被害農家の負担軽減を図るとともに、より効果的な侵入防止柵の設置方法等の検討が必要である。</p> <p>シカネットも一定の効果はあるが、維持管理が容易ではないため、より効果的な対策の検討が必要である。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>広報紙に「えづけストップ」に関する記事を掲載し、放任果樹の除去等について、住民への周知をおこなっている。</p>	<p>「えづけストップ」の取組みが広く浸透するまで、広報紙等により周知していく必要がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

国・県等の各種補助事業を活用し、被害防護施設等の普及を図り、鳥獣が侵入しにくい環境の整備により、人と野生鳥獣の住み分けを明確にする。

また、地域住民の被害防止意識を向上させるため、ゴム銃やロケット花火による追払い活動を継続しつつ、地域ぐるみによる「えづけストップ」などの有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりの実現に向けた取組みを実施する。

今後の計画	① 地域の意識改革による被害防除体制の確立 ② 捕獲と防護施設の両面での被害防止対策の推進 ③ 隣接市町村と連携した一斉捕獲体制の確立 ④ 捕獲に従事する捕獲隊員の育成対策の推進
-------	--

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

相良村有害鳥獣捕獲隊	主にニホンジカ、イノシシ、アナグマ、カラス類の捕獲
相良村猿害対策捕獲隊	ニホンザルの捕獲
相良村鳥獣被害対策実施隊	主にニホンジカ、イノシシ、アナグマ、アライグマの捕獲

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
5年度 ～ 7年度	ニホンジカ ニホンザル イノシシ カラス類 アナグマ カワウ アライグマ	必要に応じて、捕獲機材（箱わな・囲いわな等）を導入するとともに、狩猟免許取得のための費用の一部を補助し、狩猟者の確保・育成の推進を図る。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### ① 捕獲計画数等の設定の考え方

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ニホンジカ	800頭	800頭	800頭
ニホンザル	100頭	100頭	100頭
イノシシ	180頭	180頭	180頭
カラス類	200羽	200羽	200羽
アナグマ	30頭	30頭	30頭
カワウ	30羽	30羽	30羽
アライグマ	3頭	3頭	3頭

#### (ア) ニホンジカ

捕獲実績は、令和元年度1072頭、令和2年度856頭、令和3年度671頭と捕獲頭数は減少傾向にあるが、農林産物に広く被害を及ぼしていることから、継続的な対策が必要である。

熊本県が定める第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に定める保護管理目標を踏まえ、捕獲計画数は、令和5年度から令和7年度にかけて合計2,400頭とする。

#### (イ) ニホンザル

四浦・川辺地区を中心に被害発生予察・捕獲計画を策定し、年間を通した威嚇及び有害捕獲を行っており、その捕獲実績は、令和元年度107頭、令和2年度51頭、令和3年度38頭である。

本村における野生サルの生息状況は、複数の群れがあり、いずれの個体数も増加傾向にあると考えられる。群れを形成しているサル集団やハナレザルについては、熊本県が定める野生サル対策方針により、威銃による追い払い等の防除対策を前提とし、人とサルの棲み分けを図る。被害が発生した場合は、必要に応じ威嚇又は捕獲により被害の軽減を図る。捕獲計画数は、令和5年度から令和7年度にかけて合計300頭とする。

#### (ウ) イノシシ

捕獲実績は、令和元年度192頭、令和2年度207頭、令和3年度119頭で一定の成果は得られたものの、農作物被害は増加傾向にあるため、更なる対策が必要である。

熊本県が定める第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）に定める保護管理目標を踏まえ、捕獲計画数は、令和5年度から令和7年度にかけて合計540頭とする。



(エ) カラス類・アナグマ

捕獲実績は、カラスが令和元年度 6 羽、令和 2 年度 0 羽、令和 3 年度 6 羽、アナグマが令和元年度 11 頭、令和 2 年度 7 頭、令和 3 年度 9 頭であり、捕獲の強化及び継続的な取り組みが必要である。

(オ) カワウ

球磨川流域において、アユ等の食害が確認されており、被害が拡大する前に漁協・近隣市町村と連携し、捕獲や追払いに努める。捕獲計画数は、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて合計 90 羽とする。

(カ) アライグマ

現時点で、捕獲実績は無いが、生息が疑われる痕跡等の情報提供及び目撃情報が寄せられており、迅速な対応が必要である。捕獲計画数は、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて合計 9 羽とする。

② 捕獲等の取組内容

捕獲については、有害鳥獣捕獲許可基準を遵守し、相良村有害鳥獣捕獲隊及び相良村猿害対策捕獲隊と連携を図りながら、事故及び錯誤捕獲の防止に努める。捕獲方法については、銃器及びワナによるものとする。

シカは、四浦・川辺地区を中心に村内全域を対象として年間を通した予察捕獲を行う。

サルは、四浦・川辺地区を中心に被害発生予察・捕獲計画を策定し、年間を通した威嚇及び捕獲を行う。

イノシシは、四浦・川辺地区を中心に村内全域を対象として年間を通した予察捕獲を行う。

カラス類およびアナグマは、被害農作物の収穫時期に合わせ予察捕獲を行う。

カワウは、被害が発生している時期のうち、適切な時期を選定し、被害が発生している球磨川流域において、猟銃による捕獲を行う。

アライグマは、被害の発生について警戒するとともに、被害が発生した場合には、関係機関と連携を取り、迅速に対応するものとする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
相良村全域	ニホンジカ、ニホンザル、アナグマ、アライグマ

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

侵入防止柵の整備については、鳥獣被害防止総合対策交付金事業等の各種補助事業や村単独事業を活用しながら、計画的に実施する。

対象鳥獣	整備内容					
	5年度		6年度		7年度	
ニホンジカ	ネット柵	1,000m	ネット柵	1,000m	ネット柵	1,000m
	整備面積	10.0ha	整備面積	10.0ha	整備面積	10.0ha
ニホンザル	電気柵	1,000m	電気柵	1,000m	電気柵	1,000m
	整備面積	10.0ha	整備面積	10.0ha	整備面積	10.0ha
イノシシ	電気柵	1,000m	電気柵	1,000m	電気柵	1,000m
	整備面積	10.0ha	整備面積	10.0ha	整備面積	10.0ha

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
ニホンジカ	地域住民が主体的に緩衝帯の整備・管理等の出来る体制整備の確立を図る。		
ニホンザル			
イノシシ			

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7	ニホンジカ	広報紙等による普及啓発を図るとともに、地域住民が主体的に放任果樹の除去・追払活動の出来る体制整備の確立を図る。  また、鳥獣の潜み場を減らすため、耕作放棄地の発生防止に努める。
5～7	ニホンザル	
5～7	イノシシ	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

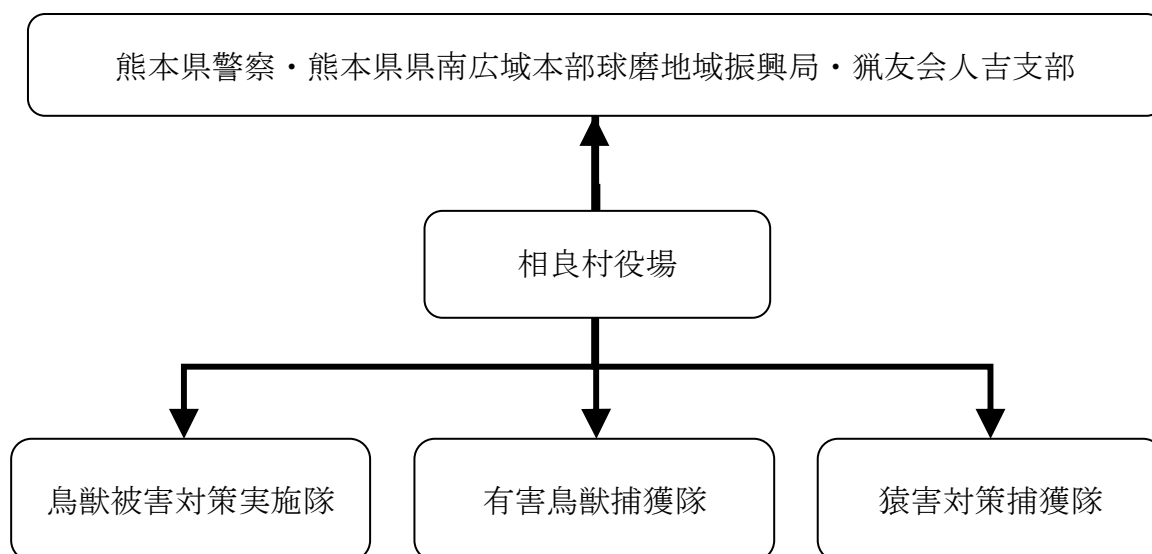
## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
熊本県	広報、捕獲支援
熊本県警察	広報、警備、捕獲支援
相良村	広報、関係機関へ連絡、捕獲支援
相良村鳥獣被害対策実施隊	捕獲隊、猟友会と連携して捕獲
相良村有害鳥獣捕獲隊	猟友会、実施隊と連携して捕獲
相良村猿害対策捕獲隊	猟友会、実施隊と連携して捕獲
猟友会人吉支部	捕獲隊、実施隊と連携して捕獲
球磨川漁協協同組合	水産物被害に関する情報収集・提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

### (2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲現場で速やかに埋却処理を行うものとする。

また、ニホンジカ・イノシシは自家消費もなされてきたが、一般流通が可能となるよう処理加工施設等の整備についても検討する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	従来から食用としても利用されてきたが、可能な限り食用としての利用を推進する。
ペットフード	活用を検討する。
皮革	活用を検討する。
その他	活用を検討する。

### (2) 処理加工施設の取組

近隣自治体の処理加工施設の運営状況等を参考にしつつ、村内における施設整備の可能性について検討する。

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲から処理までの衛生管理の重要性について、捕獲従事者への周知をおこなう。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

#### ① 組織

協議会の名称	相良村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
相良村産業振興課	○ 事務局の担当及び、協議会に関する連絡・調整
相良村農業委員会	○ 耕作放棄地に関する情報提供及び有害鳥獣関連情報の提供
熊本県猟友会人吉支部相良分会	○ 有害鳥獣に関する情報提供 ○ 駆除隊及び猟友会の相互の連絡調整
相良村有害鳥獣捕獲隊	○ 有害鳥獣に関する情報提供及び捕獲
相良村猿害対策捕獲隊	○ 猿害に関する情報提供及び捕獲
球磨地域農業協同組合	○ 有害鳥獣に関する情報提供 ○ 被害防護設備に関する情報提供

相良村森林組合	○ 有害鳥獣に関する情報提供 ○ 被害防護設備に関する情報提供
熊本県農業共済組合球磨支所	○ 有害鳥獣に関する情報提供 ○ 被害防護設備に関する情報提供
相良村認定農業者連絡協議会	○ 有害鳥獣に関する情報提供 ○ 鳥獣被害状況に関する情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
熊本県県南広域本部球磨地域振興局 農林部森林保全課・農業普及・振興課	○ 有害鳥獣に関する情報提供 ○ 被害防止技術に関する情報提供
各種生産部会代表	○ 有害鳥獣に関する情報の交換

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

本村では、相良村有害鳥獣捕獲隊及び相良村猿害対策捕獲隊による計画的捕獲を実施してきたが、農作物被害の頻発化により捕獲体制の強化を図るため、相良村鳥獣被害対策実施隊を設置した。

① 組織

組織の名称	相良村鳥獣被害対策実施隊
設立日	平成23年12月1日

② 構成（隊員数10名程度）

構 成 員	役 割
産業振興課長（隊長）	○ 実施隊の業務を統括
産業振興課林務係長（副隊長）	○ 隊長の補佐及び隊長の代理
産業振興課職員（隊員）	○ 有害鳥獣の捕獲、捕獲後の処理、有害鳥獣の調査、被害状況の調査、有害鳥獣の追払い

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

村内における農林産物の被害はより深刻になりつつある。また、山間部を中心として高齢化が進み、地域によっては、被害防護施設の設置及び緩衝帯の整備等

も困難な状況である。

また、広範囲による被害防護柵の設置等は集落単位の取り組みが必要であり、施設設置後の管理の問題など地域ぐるみで検討していく必要がある。

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

球磨地域鳥獣害防止対策協議会と連携して、共同での講演会・情報交換会・現地研修会の開催など、広域的な鳥獣被害防止に関する事業の展開が必要である。